

こ 成 事 第 429 号
令和 5 年 8 月 22 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
市 区 町 村 長

こども家庭庁成育局長

児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、別紙よることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について

1. 趣旨

児童福祉施設等及び障害児施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

2. 対象施設

交付要綱の 6 に定める施設

3. 対象事業

次に掲げる整備等、児童福祉施設等及び障害児施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

①門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

②非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事の例示)

- ・ 110 番直結非常通報装置を設置する工事
- ・ カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・ 防犯カメラを設置する工事
- ・ 人感センサーを設置する工事
- ・ その他、児童福祉施設等及び障害児施設等の安全管理に必要なもの

4. 交付基礎点数

交付要綱別表 1－3 に基づき算出した点数とする。